

JOYO BANK NEWS LETTER

2018 年 8 月 8 日

遺言代用信託「とどく想い」の取扱開始について

常陽銀行（頭取 笹島 律夫）は、このたび、「遺言代用信託『とどく想い』」の取り扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

遺言代用信託とは、文字通り、遺言の代わりになる信託契約です。本商品は、遺言のようにあらかじめ資金の受取人や受取方法を信託契約で決めておくことで、相続発生後、遺産分割協議の手続なしに資金を簡単かつ迅速に引き出すことができます。

当行は、今後とも、さまざまな情報やサービスの提供により、お客さまの財産管理や資産承継ニーズに積極的にお応えしてまいります。

記

商品名	常陽遺言代用信託「とどく想い」	
ご利用いただける方	個人のお客さま（お客さま 1 人につき 1 契約までとなります）	
信託目的	信託された金銭を元本保証のもと運用し、お客さまの相続発生時にあらかじめ設定いただいた受取人（相続人）に簡単な手続で交付します。	
信託金額 （最低申込金額）	100 万円から（商品設計上の上限は設けません） ※但し、申込額が他の相続人の遺留分を侵害する可能性がある場合は、信託金額の変更をご相談させていただくことがあります。	
信託金の支払	お客さまの相続発生時に、あらかじめ指定された受取人（相続人）から、必要書類をご提出いただいた後のお支払いとなります。	
信託金の受取方法	①一時金受取	受取人は必要な資金を一括ですぐに受け取れます。
	②定時定額金受取	受取人は計画的に資金を受け取れます。
	③ ①と②の併用受取	受取人ごとにお好きな方法を選択できます。
信託期間	5 年以上最長 30 年間。なお、信託期間満了までに相続が発生しなかった場合は、お客さまから受託した金銭をご返戻いたします。	
手数料等	設定手数料	信託財産額の 1 %（税別）※但し、最低 50 千円（税別）
	運用報酬	運用収益の中から、一定の運用報酬をお支払いいただきます。
	解約・振込手数料	無料
取扱店舗	出張所・ローンプラザを除く全営業店	
取扱開始日	2018 年 8 月 10 日（金）	

以 上



常陽銀行

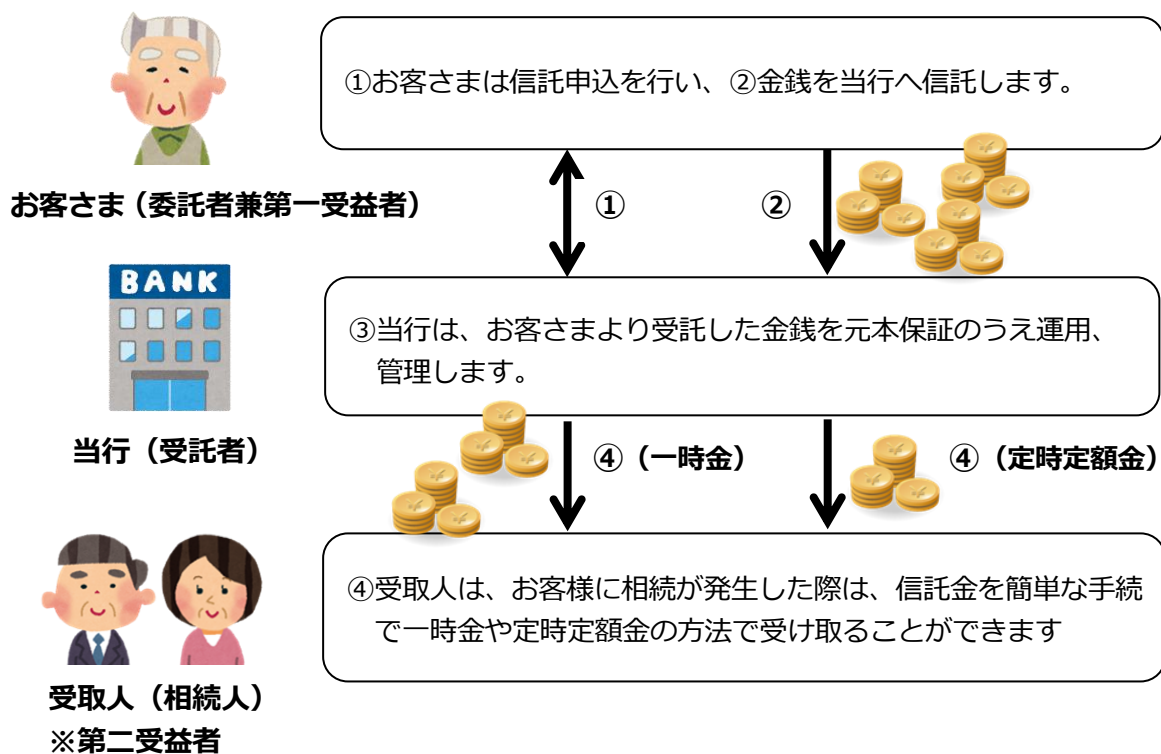
MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151(代表) www.joyobank.co.jp

【遺言代用信託のイメージ】



特に、このようなお客さまにお勧めします。

- (1) 万一のとき、家族がすぐに引き出せるお金を用意しておきたい
- (2) 遺言を書くのも良いけれど、もっと簡単に家族にお金を遺したい
- (3) 相続手続きは大変なので、家族が困らないようにしたい
- (4) 自分に万一のことがあったら、残された家族の生活が心配だ